

福島市公告第 147 号

まちなかウォークابل推進計画策定業務委託を行う公募型プロポーザル事業者募集手続き開始について

まちなかウォークابل推進計画策定業務委託受託者を下記のとおり募集します。

令和7年5月23日

福島市長 木幡 浩

記

1 業務概要

(1) 委託業務の名称

まちなかウォークابل推進計画策定業務委託

(2) 業務の内容

特記仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月 18 日(水)まで

(4) 委託料の上限額

8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格要件

参加資格要件は次に掲げる全ての条件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福島市の令和7・8年度業務委託有資格業者名簿の「土木設計」、「建築設計」、「調査・計画策定業務」のいずれかに登載されている者であること。ただし、複数の構成員からなる任意に結成されたグループとして参加する場合は、代表事業者以外の構成員はこ

の限りではない。

(5) 募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 過去5年以内(令和2年4月1日～令和7年3月31日)に日本国内で地方公共団体が委託したウォークアブルの計画策定業務又は左記の類似業務(まちづくりに関する業務)の受託者として実績があること。

(9) 業務全般に責任を持つ管理技術者及び主たる担当者は、上記(8)業務の担当業務実績を有すること。

3 参加手続き等

「まちなかウォークアブル推進計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「まちなかウォークアブル推進計画策定業務委託特記仕様書」を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該実施要領、仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページの入札情報内に掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

4 事業者選定方法

「まちなかウォークアブル推進計画策定業務委託受託者選定審査会」の審査において、提出書類及び審査会ヒアリングの採点結果をもとに、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者を決定する。

5 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号

福島市 都市政策部 都市計画課 担当:佐藤、市山

電話:024-573-4979